# 無戒名字の比丘

## 开 名 5

真

は

U

8

に

あるが、たとえば、存覚の『六要鈔』は、親鸞の『末法るのであろうか。これについては古くから多くの解釈がそれでは、親鸞は「無戒」を以て何を語ろうとしてい

0)

法門を仮門と名づけ、

親鸞は選択本願との出遇いによって、

得ることになる。 は修行立し難き者のためにあるのであって、 題性であるのかは明らかではない。それ故、 人の能力の問題であるのか、 しかしこれだけでは「修行を立て難きこと」の理由が個 時機相応の教であると一応は主張する文章になっている。 これを見れば、 遂げ得るとする者にとっては不必要である、 灯明記』引用の意図について次のように述べている。 信者所作功徳終不4處也。(真聖全二・四一一頁)故引相二勧,浄教修行1偏欲2令2知4一称三仏名1一生2枚引相二勧,浄教修行1偏欲2令2知4一称三仏名1一生2、北京公司,後2益故、具明三末世五濁衆生無戒放逸修行難2立、可入後2、北京之意、能修之機所学之教、機教相順引用意者、此記之意、能修之機所学之教、機教相順引用意者、此記之意、能修之機所学之教、機教相順 此記之意、能修之機所学之教、機教相順 浄土の教えが末世五濁の衆生のため 修行そのものが内包する問 修行を成し とも読まれ 浄土の教え

門余の一道として本願の仏道を

聖道の八万四千

の中で捉えられてしまい、時機相応に托した意味が充分の言葉では末法、そして無戒ということが限定された枠掲げている。この親鸞の意図を考えるならば、『六要鈔』

に表現され得ないと思うのである。

返すものである。 以下、「化身土巻」の文章にそって確きた、受戒にはじまる修行から成仏へという発想を問い持つ課題である。それは仏道の基点ともいうべき戒の問持つ課題である。それは仏道の基点ともいうべき戒の問語を取り上げることによって、聖道の諸教が自明としてが、受戒にはじまる修行から成仏へという発想を問いる。

## 1 無戒の意

義

かめていきたい。

?つ課題を明示している。 親鸞は、末法・無戒を論ずるに先立って、そのことが

衆生の現実がいかにそのことに昏く、背いているかが見るながら一応答えられているといえよう。 しかし、「唯りながら一応答えられているといえよう。 しかし、「唯た法の意味と聖道浄土の真仮については道綽の言葉に依末法の意味と聖道浄土の真仮については道綽の言葉に依末法の意味と聖道浄土の真仮については道綽の言葉に依末法の意味と聖道浄土の真仮については道綽の言葉に依末法の意義が押えられている。つまり、釈尊一代の教が悉法の意義が押えられている。つまり、釈尊一代の教が悉法の意義が押えられている。

親全一・三一三頁) 翔者穢悪濁世群生不…知…末代旨際, 毀…僧尼威儀, (定

えてくる。それが、

ないのである。 語に執われ、自らの立場を正当化することから解放され処にする顚倒につながる。教えを聞いても義に依らずにとする人間の自力心の根は深い。畢竟依が見つからないと語られる衆生の問題である。常に何かを頼りとしようと語られる衆生の問題である。常に何かを頼りとしよう

できず、穢悪・濁世の群生と呼びかけられる存在の事実末代を生きていることを教えたもう意図に気づくことはこのような意識に立つ限り、釈尊が入滅を以て示し、

ることになっていく。ここに親鸞は、儀としてのみ捉えられ、無仏世に成就する仏道を阻害すに背いていくと言わねばならない。その結果、仏教は威

今時道俗思"量 己 分」(定親全一・三一三頁)

という形ではない。しかし、釈尊滅後の無仏世における仏 ば」以下の文章は、正像末の三時は釈尊自身の教えである。 道を明らかにすることにおいて、釈尊入滅の事実を受け 確かに、『末法灯明記』の文自体は条項をあげて批判する 際を理解しない者は、 かれていると見るべきである。とすれば、正像末法の旨 法灯明記』の文も、三時教を案ずることの内容として置 説いた釈尊の意図を確かめようとする部分であり、 そして「巳にもって末法に入りて六百八十三歳なり」 るという確かめのもとに、「如来般涅槃の時代を勘 と呼びかけ、威儀のみを仏教と執する立場からの訣別を これ以下は、「己が分を思量」せしめるために、 入末法を決するという位置にある。この展開を考えれ 「邪偽異執の外教」として「教誡」されることになる。 必然的に、「正真の教意」に背く、 正像末 『末 え ح ば

> > (定親全一・三一

29

頁

説の最大の理由は、末法無戒の主張が『山家学生式』や 意図を読み取っていくべきではなかろうか。 ていくところには、最澄の真意を掲げようとする親鸞の ない。にもかかわらず、それを、「最澄製作」と確 のことだが、『教行信証』の文脈で押えていかねば 際して親鸞の意図的な読みを見ていくべきであり、 分があり、所見本の相違というには止まらない。 と比べてもかなりの読みの違う部分や乃至されている部 要があると思われる。たとえば『伝教大師全集』 相当な敬意を払っていることは窺える。ただ、 ないが、「披閲」の語と併せて考えれば、「最澄製作」に これだけで簡単に一貫性を見ることは差し控えねばなら して「弁正論 法淋撰」という例が見られるのみである。 念仏集 源空集」や、「讃阿弥陀仏偈 と、まず書名をあげ次に作者の名前を記すという引き方 は『教行信証』の中では極めて珍しい。他に「選択本願 『末法灯明記』と相違する点があることには注意する必 頭戒論』 における持戒の主張と相容れないということ 曇鸞和尚造」、そ 実際、 現存する 所収本 引用に なら か め

止

一め得ない立場全体を教誡していると読まねばならない

末法灯明記』に関しては、

古来より真撰・

偽撰が問

にある。

しかし

小乗戒の棄捨から大乗戒創唱への展開を

考えねばならないので、これについてはまた別の機会に親鸞の聖徳太子讃仰に与えた最澄の影響なども、併せてにとっての最澄の占める位置を、確かめねばならないが出てくることも無理とは言えない。いずれにせよ、親鸞見るならば、それの徹底として『末法灯明記』の主張が

方を述べた上で、 は、『大術経』の経文によって仏滅後、 千五百年の在りは、『大術経』の経文によって仏滅後、 千五百年の在り 論じたい

質を「戒定慧あることなし」と見定めたことは、釈迦教を持っていることは明らかである。その意味で、末法の法とは、釈尊入滅の事実をどう受け止めるかという課題での押えであることを考えれば、ここで問題にされる末法として問題にしていない立場が簡ばれ、更には末法という言葉は用いても末法とは、釈尊入滅の事実をどう受け止めるかという課題を持っていることは明らかである。その意味で、末法の質を押えている点である。これに先立って、釈と末法の質を押えている点である。これに先立って、釈

られたことである。 ここに、 持戒・破戒を判断基準とにもかかわらず、ましますが如く夢を見ていたことが破のである。それは更に言うならば、釈尊がましまさない仏道を歩むことができないという大いなる悲痛の表明な認したのである。仏道であることの証明がなくなった、認したのである。仏道であることの証明がなくなった、

して仏弟子であることを人間から決定し得ないことが、

意識自体が、末法を以て教える釈尊の教意に背いているたことを意味している。とすれば、持戒とか破滅というとにしかし無戒は立場を全く異にする。仏涅槃ということには、ともに行証を持戒の線上に措定していく立場である。仏がということが無戒という質を持っているのであり、涅槃ということが無戒という質を持っているのであり、は、ともに行証を持戒の対概念として存在する。これら破戒はどこまでも持戒の対概念として存在する。これら

そのような、戒ということに関わっている意識の根深

子であることを決定してきた根拠が無くなったことを確

衰退の事象を客観的に捉えたということではない。

仏弟

0)

である。

問題性を『灯明記』は次のような問いを以て押えて

傷哉(定親全一・三一八頁) 

ろ痛みなど感ずる必要がないではないか、と言っている。 れないのは言うまでもないが、戒がないのであればむし を前提とした上で、無戒であるならば、仏弟子に加えら この問いは、持戒であってこそ仏弟子に加えられること

つまり、 と同じことと見なされ、仏が「無戒」と説きたもうたこ はずだ、と言っているのである。ここには無戒が無仏法 無戒ならば仏弟子ということは問題にならない

との意味は一顧だにされていない。それは一見、持戒や

ころ自我関心の予定から一歩も出ていないのである。 修行を説く経典の言葉に忠実なようではあるが、 に教えを聞くということと、教えの言葉を自我関心の 満

足に利用することとの峻別ができていないのである。

えられる。 この立場から出された問いに対しては、 道俗誰不言拔諷; 豈貪; 『求 自身邪活』 隱; 蔽 持国之答此理不。然; 正像末法・所有行事広 載。諸経; 内外 次のように答

世真宝|無|福田|設末法中有|持戒|者既是學生正法|乎但今所日論|末法唯有|名字比丘|此名字為|

如言すると、しませる。(定親全一・三一八頁)

無戒は無仏法を意味するのではない。ましてや自身の邪

うとする釈尊の意を「無戒」に読み取らねばならない。 れば、人間の側から仏道を措定していくという問題を乗 な戒定慧は無いと教え、それによって滅後の仏道を明そ り超えることができないのである。 活を貪求するための主張ではない。無戒と教えられ 人間が予想するよう

無仏世を生きる我が身の自覚においてのみ仏道は開ける

ことを無戒は教えている。

釈尊かくれましまして

二千余年になりたまふ

・一四六頁)
・一四六頁)
・一四六頁)
・一四六百)

実のと

のが らば、 と和 がかくれましました」という事実を正面から受け 讃されるような「悲泣」を外して無戒を主張するな 「遺弟」としての「悲泣」である。 単に持戒たり得ないことの弁明に終わる。 それは釈尊在世 めた

51

釈尊がましまさない今を生きる者

時代

の追慕ではない。

釈尊追慕の思いは断ち難い。大抵の場合は、釈尊の言葉 仏道を我が身に証しせんとする仏弟子の誕生を意味する。 としての課題を引き受けたことを意味している。 一時はおわりにき」との断言は、 末法無仏世に お 「正像 7

にしがみつき自己弁明に終始するか、無仏の現実を責任

ある。 とは仏滅後において仏道を証しする仏弟子を指す言葉で 延長線上に捉えられてしまうことになる。 転嫁する許りである。 この点が明確にならないと、 この意味で前出の「名字の比丘」 無戒はつねに破戒の 実際、 市に

虎あるが如し」の譬えについてはよく知られてはいるが、

方がない、と読まれることがある。 であることを認めながらも自らの正当性を主張せんとす ものとしか見なされていない。 ん稀なことを意味している。しかも無戒は破戒の最たる の本流であると位置づけられており、「怪異」とは大へ 往々にして、本来は持戒だが末法故に破戒・無戒でも仕 この根には、 そこには持戒が仏教 自らが傍流

持戒というような一つの形に仏道を閉塞してしまう。 事柄である。 道であるか 真に仏の教えに帰することにおいて決まってい これが明らかでないと、人間が理想とする 否 か は 人間 の側から決めていくことでは る発想がある。

質が明らかになるならば、 信ずべきや」と押えられる所以である。ても、仏教としては機能し得ないのである。 時代を錯誤しつつ、なおも形骸のみを振り回す者と読ま たものとして、 言われることの内実である。 れが仏道の形骸化であり、 人間のいかなる在り方を生むであろうか、 ねばならない。それは人に怪異を抱かせるものとはなっ 「怪異」とは稀少であることを評価する言葉ではな それでは、無戒として明らかになる釈尊滅後の仏道は、 正体があばかれるのである。 それこそ持戒は形だけが 無戒として無仏世の仏道 「此れ誰か とすれば なし」と

### 世 0) 尊 師

2

きたい。

次に考えてい

ばならないが、法然自身に持戒であることを頼みにする るところである。その意味については改めて考えなけれ 法然が生涯、 持戒堅固であったことはよく 知られ てい

発想がなかったことは次の言葉からも窺える。 本願の念仏には、 助さす程の人は、 ひとりだちをせさせて助をさる 極楽の辺地にむまる。

12

申すは、

智慧をも助にさし、

持戒をもすけにさし、

数のみあって行証

善人は善人ながら念仏し、悪人は悪人ながら念仏し道心をも助にさし、慈悲をもすけにさす也。それに

にすけさゝぬとは申す也。(真聖全四・六八二頁)て、たゞむまれつきのまゝにて念仏する人を、念行

開されていたことであった。持戒は法然にとっては「外主張されている。これはすでに『選択集』においても展意味をもつのであって、持戒も含めて不要であることが法然が明さんとした仏道は、本願の念仏こそが決定的な

し、 たゞ名字の比丘ばかりあり」 と、 伝教大師の「末法の中には持戒もなく、破戒もなし、無戒もなたと考える。それ故、破戒という問題に関しても、

儀」にすぎず、念仏申す「現世をすぐべきやう」であっ

称すべしと云云。(定親全五・二八二頁)おこしたまへる本願なれはとて、いそぎ~~名号をおこしたまへる本願なれはとて、いそぎ~~名号を『末法灯明記』にかきたまへるうへは、なにと持戒

É

として位置づける法然が、ここでは「無戒もなし」と述という言葉である。「無戒名字の比丘」を末法の仏弟子押えられている。ここで注意されるのは「無戒もなし」おいて持戒・破戒を論ずることの無意味さがはっきりとと、『末法灯明記』に依りながら述べるように、末法にと、『末法灯明記』に依りながら述べるように、末法に

べるのは何故であろうか。

いそぎいそぎ名号を称すべし」と本願の念仏を繰

るのである。このことは『七箇条起請文』の第四条からとのである。このことは『七箇条起請文』の第四条から無戒を自己正当化に使おうとする発想を破ろうとしていた対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。に対して法然は「無戒もなし」と言うのではなかろうか。

従来から『七箇条起請文』については、六頁)

叡山

る体面を保つためというような批判もあり、

右のような 衆徒に対す

る。確か明らかに べ 制誡を押えて法然が述べる「戒は是仏法の大地也」とい教意までも無視することではないのである。それが右の の後半である。 0) れを正法時、 う言葉である。それはストレートに持戒を要請する言葉 対である。 れを念仏集団維持のための妥協の産物と見ることには反 であり、 ことを意味すると思われる。 を意味しているのであって、釈尊が戒を説かれたことの 末法においては仏弟子決定の根拠とならなくなったこと 念仏の仏道が見失われていくことに対する痛みである。 て捉え、 いわけではない。しかし、私は前に述べた理由から、こ 展開の中で確かめようとしているのが たような法然の主張を明らかにするという意図が 無戒」とはあくまでも、これまで伝統されてきた戒が 確かに、 自らの造悪を弁明していくことによって、 言葉使いについても配慮している面が見られ 弾圧を避けるための妥協であるとする見解もあ 法然の本意ではないとされることが多い。 釈尊が説 法然の中に動いていたのは、 像法前半·像法後半、 叡山衆徒との緊張関係の中で出されたも 親鸞が長々と引用する背景には、 た戒の精神を無視してはならない その戒の精神とは何か。 末法時に分けて、そ 無戒を形態とし 『末法灯 右に述 明記 、あっ 本願 また 13 0

たと思われる。

典1(定親全一・三一八頁)

として、名字の比丘が世の真宝とされるのは、仏説であるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなこるのかを問うてくる。不信感の根深さを物語るようなに表に対している。

応言受言は、為5物1初福田(定親全一・三一八頁)を言うという。 (定説を) ・ 三一八頁)字比丘為言無上宝言に、余九十五種異道「最 為5第一」字比丘為言無上宝言と、

記』では「如是一切世間仏宝無価」とある、所見本の違記』では「如是一切世間仏宝無価」とある、所見本の違 り」と読んでいる。 現在見ることのできる 『末法灯明 親鸞は「かくのごとき一切世間の宝なれども仏法無価 な

しかし親鸞には「宝なれども」と一旦切る必要があった いという可能性もあり、親鸞の改変と断定はできない、

と思われる。そう読むことにより、例としてあげた「真

ができないこととして「仏法無価」 ようとしていると考える。つまり世間の宝と比べること 金・銀・鍮石偽宝等々」と仏法との質の違いをまず押え が確かめられている

並べて見ることができるのに対して、 仏法は 「仏法無 のである。そして更に大事なことは、真金等が横一列に

価」という事実のみが存在することを確かめようとして

われるかが八つの形をもって説かれているのであって、 いるのである。すなわち仏法がどのような形をとって現

以外に仏法の事実はないことを「縁覚無上」と押えてい るのである。 「仏宝」の代用品として縁覚を立てるのではない、 「種類の在り方が同時に存在しているというのではない 縁覚でも仕方がないというのではない。と 縁覚

すれば「名字比丘を無上の宝とす」ということも全く同

ある。その意味で仏法に非ざる「余の九十五種の異道」 上に対すと言われるように、相対性を絶している言葉でいるが故に「無上の宝」と説かれるのである。無上は有 という弁明でなく、名字比丘として仏法無価が現前 様に読まねばならない。名字比丘であっても仕方がない

である。これも現存の『末法灯明記』では「初」の字は べし、物の為の初の福田なり」とはこの意を押えたもの との違いは決定的と言わねばならない。「世の供を受く

い、というような意味を表わす語になっている。従来、 重い意味を持っている。事実としてそこにしか仏法はな 高いと思われる。少なくとも親鸞にとって「初」の字は いが、右に述べた読みと考え合わせると、その可能性は 入っていない。親鸞が加えたと速断するわけにはいかな

この点がはっきりしていなかったのではなかろうか。

「無上の宝」と言われているにも拘らず、どこかに「無

いることにも見られる。如来と無戒名字を横に並べればそれはたとえば、世間の八宝を以て仏から順に配当して 確かに比較することすらできないだろう。 ない」という意識を残してきていたのではなかろうか。 戒名字の比丘であっても、 如来と無戒名字を横に並べれば、 世間から供養を受けても構わ しかし横に並

るということ自体が求道的関心とは言えない。 傍観者 55

るのが、第三の問答である。だり、お言の問答である。この意識を問題にすれているにも拘らず、その事実が見えずに「まします筈落ちているのである。故に「仏宝ましまさず」と教えらである。自らがどこで仏法に遇うのかということが抜け

確かめを承けて、次の問いが起こされる。 末法には名字の比丘において仏法が伝持されるという

或讚豈一聖之説有:"両判之失, 《同右三一九頁》 製湯:"破戒尚爾 何況無戒 而-爾如来於:"一破戒!或 毀獄:"破戒尚爾 何況無戒 而-爾如来於:"一破戒!或 匙"大集経』 国王大臣供!! 破戒僧!国起!! 三災,遂生:"地。"大集経』 国王大臣供!! 破戒僧!国起!! 三災,遂生:"地。"大集経』 国王大臣供!! 破戒僧,国起!! 三災,遂生:"地。"大集経』 国王大臣供!! 破戒僧,国起!! 三災,遂生:"地。"大集経』 国王大臣供!! 破戒名字莫!! 不:" 真宝!何故『涅槃』問・伏・観:"前文:"破戒名字莫!! 不:" 真宝!何故『涅槃』問・伏・観:"

出している。しかし、これに対する答えの方は極めて冷という叫びが、「両判の失」を如来に押しつける形で噴先に確かめられたのである。どっちを信ずればいいのかてきた経典の言葉を否定するようなことが、仏説としてこれはある意味で切実な問いである。自らが依り処としこれはある意味で切実な問いである。自らが依り処とし

大聖旨破・於四世尊一無二 両判失」(同右三二〇頁)像末代之比丘」其名雖四同一而時有四異一随四時1制許是答此理・不過然『涅槃』等経且 制三正法之破戒,非三答此理・不過然』『涅槃』等経且 制三正法之破戒,非三答此理・不過然。『涅槃』等経且 制三正法之破戒,非三答此理・不過然。『涅槃』等経且 制三正法之破戒,非三答此理・不過然。『涅槃』等経且 制三正法之破戒,非三答此理・不過然。『

「大聖の旨破」すなわち「仏のみしろしめすこと」と押つ破戒について或は毀り或は讃む」ことの理由である。「時に随いて制許す、これ大聖の旨破なり」、これが「一

を聞き止めなければ、教えを聞いたことにならないことを聞き止めなければ、教えを聞いていた意識があばかれた旨のである。その証拠に、思いに合わないと仏にまで過失ず、実際は自分の思いに合う言葉に執着していただけないなる。仏の教えを聞いていたつもりであったにも拘ら較して優劣をつけようとしていた意識があばかれることを聞き止めなければ、教えを聞いたことにならないとうとはいる。

「随時制許」の内容が確かめられることになる。まず正う教えを聞き止めようとする態度をもった問いのもと、これを承ける第四間答は、「何を以てか知らん」といが明らかとなる。

更に経文証として引かれる『涅槃経』に、浄性を以て仏弟子か否かが決定されるのである。これは清浄衆を穢すからだと明確に押えられている。つまり清正法時において破戒比丘が仏によって禁ぜられるのは、正法時において破戒比丘が仏によって禁ぜられるのは、

治1 (同右) 正法」者王及大臣・四部衆・応い当苦

と述べられるのを見れば、 質である。仏自身によって正法が明示され、清浄・不清 「正法を毀る」 ことが破戒の

像季末法・不叫行三正法一無山法 可三段」何 名三毀法 涅槃によって、破戒というも意義を失うのである。 浄が決定される間は、この形態は保持される。しかし仏

無…戒 可"破」誰名"破戒」(同右三二一頁)

ほかはないのである。 とである。仏自身が時に随いて説きたもうところを聞く 正法を毀ることを制し、戒を立てた仏の教意にも背くこ である。正法時の経文にこだわり続けることが教えを聞 くことではない。況んや人間が正法を思い描くことは、 ここに問題は、正法時の形態を保持することではなくな どこで仏法が成り立つのかという一点が問われるの

う意図を尋ねていくことに主眼があると言えるのではな に持戒を勧めるものではなく、仏法伝持を願う釈尊の意 を押えたものであって、 教意を押えたものではなかろうか。つまり、ストレ はこれ仏法の大地なり」という言葉は、 このように尋ねてくるならば、前に挙げた法然の かえって時に随いて制許したも 正法時の釈尊の 1

> れるのであろうか。像法について初めの五百年と後半と かろうか。 それでは、末法において仏法はどのような形で伝持さ

に分けて確かめた後に、末法は、 次像季後全是無ī或「仏知二 時運「為jij済」 末

名字僧,為: 世福田, (同右三二三頁)

よるのである。このことは、名字僧の実態が『大悲経』 すべきことが説かれるのも、末俗を済わんとする仏意に のである。『大集経』『賢愚経』において名字の僧を供養 られるのは、ひとえに仏法を留めんとする仏意の結果な の余才」さえも無くなった状態である。名字の僧が讃めの余才」さえも無くなった状態である。名字の僧が讃めと押えられる。それは像法後半にはまだ残っていた「戒

至"酒家,於"我法中,作"非梵行,(同右三二四頁)法中,得" 出家,己 手牽"児臂,而共遊行 彼酒家法中,得" 出家,己 手牽"児臂,而共遊行 彼酒家於"将来世,法欲"滅尽, 時・当有"比丘比丘尼,於"我

る。

の文によって次のように押えられていることからもわか

して、外儀のすがたがどれほど頽落しても、 のではない。しかし親鸞は次にかなり無理な読み替えを 決して名字の僧自身が讃められるべき要因を有している 仏弟子であ

に、『伝教大師全集』所収本と並記してみる。ることを失わないことを確かめようとする。今参考まで

彼等雖¸為;;酒因緣 ;。於;;此賢劫 ;。一切皆当¸得;]般涅〈灯明記〉

四,。(『伝教大師全集』一・四二四頁) 槃,。 斯賢劫中。 当"有"千仏;。 興#出世4。 我為;;第

〈教行信証〉

彼等雖言為言酒因緣一於言此……

した可能性が強いと思われる。ただその後の部分は「我」ので、今は親鸞の見た本になかったか、写す段階で欠落いことに関しては、文意から考えても必然性が見えない「此」に続く「賢劫一切皆当得般涅槃斯」の十一字が無

めの親鸞の読み替えと考える。「我が弟子となる」との教言であることを明確にするたの位置から見ても単なる 写誤とは考えにくい。 ここは

であることを失わない仏法の現前がある。それは何処であった。とすれば、外面がどれだけ頽落しても、仏弟子無上の宝とされるのは、仏法無価が現前しているからで「八重の真宝」の部分で尋ねたように、名字の比丘が

となるのである。

外面の形態の一切を破っていることを

葉である。

所作功徳終不"虚設"我以"仏智"惻"知 法界"故何以故如来一切沙門中乃至一称"仏名"一生"信"者

(同右三二五頁)

し、一たび信を生ぜん」とは、本願の念仏に帰すること『教行信証』の文脈に置かれる時、「一たび仏の名を称

はなくなった。持戒・破戒という外面の形に捉われる必おいて成り立つのである。もはや正法を追い求める必要として読まねばならない。釈尊滅後の仏道はこの一点にし、一たて信を生せん」とは、本願の念仏に帰することし、一たて信を生せん」とは、本願の念仏に帰すること

丘として明らかになったのである。無戒名字の比丘によける一切の差異を超えて現成する仏道が、無戒名字の比

要もなくなった。一たび仏を念ずるところに、

人間にお

将来末世名字比丘為『世尊師』(同右)って大乗の仏道は証しされた。それが、

証ししていく一点において、方向を失った無仏世の灯明を持ったのではない。「一称仏名一生信」として仏法をかの要因を身につけたのではない。尊師と仰がれる資格かねばならないのは、名字の比丘が讃められるべき何らと諸経に説かれる所以である。但し、改めて確かめておと諸経に説かれる所以である。但し、改めて確かめてお

押えられるかと言えば、『大悲経』自身が述べる次の言

て一つの形態の範とすることは、またもや仏法の形骸化意味しているのが無戒名字の比丘なのである。それを以

鸞の視点とは相違していると言わねばならない。妻帯の一宗の宗風を扶翼する」というような見方は、親を結果する。その意味で、「無戒名字の比丘を以て肉食

親鸞は『賢愚経』の語に依りながら、次のように和讃

無戒名字の比丘なれど

末法濁世の世となりて

舎利弗目蓮にひとしくて

供養恭敬をするめしむ

(定親全二・二一四頁)

て自己弁明の手段ではない。我々は果して「供養恭敬」無戒名字の比丘は「供養恭敬」すべき存在である。決し

こがれを抱いていないだろうか。よくよく問わねばならができているであろうか。正法時を追い求め、持戒にあ

#### Ħ

- 条などで問題として取り上げられている。① 実際、『興福寺奏状』第八失や、『停止一向専修記』第五
- ② 『教行信証』における末法の意義については、拙論「親

- 鸞の時機観」(『親鸞教学』48号)参照。
- ③ 「化身土巻」(定親全一·三一四頁)。

同右。『末法灯明記』に依って「延暦二十年」までを正

4

- ところである。のは「六百七十三」の誤りであることは、先学も指摘するのは「六百七十三」の誤りであることは、先学も指摘する確に数えていることから考えても、「六百八十三」とある
- 松原祐善著『末灯明記の研究』九~一七頁参照
- 「行巻」(定親全一・六七頁)。

6

(5)

- ⑥ 「化身土巻」(同右一〇一頁)、「真仏土巻」(同右二五四頁)。
- 『往生要集』に与えた『末法灯明記』の影響を見た上で、る(『末法灯明記講録』三六~四四頁)。また八木昊恵氏は、相異点を挙げ、更にその相異点についての和会を試みてい相葉点を挙げ、更にその相異点についての和会を試みてい
- 一頁)。 を提示している(『恵信教学の基礎的研究』 三五七~三六を提示している(『恵信教学の基礎的研究』 三五七~三六伝教・恵信・親鸞に貫通する課題を認める傾聴すべき見解
- られている。(定親全一・三二三頁参照。) るものではなく、かえって人を惑わすものとして位置づけえも、親鸞の読み替えや、経文の乃至によって、珍重され晩 後に、像法後半の教証として出される「鎮頭伽樹」の譬
- 孝養父母等の諸行を選び捨てて専称仏号を選び取る。故にべし」(真聖全一・九三六頁)、「今、 前の布施・持戒乃至「亦布施・持戒等の無量の行あり。皆雑行の言に摂尽す

11

選択というなり」(同前九四三頁)など多く見られる。

- ⑩ 『和語灯録』(真聖全四·六八三頁)。
- ③ 『西方指南抄』上本(定親全五・二六頁)参照
- 戒律の研究』四四九頁)。 請した事実を表わすものと見ている(『日本仏教における た石田瑞麿氏は逆に、法然が念仏僧に梵網円戒の護持を要た石田瑞麿氏は逆に、法然が念仏僧に梵網円戒の護持を要かって田村圓澄氏は『起請文』偽撰説まで提示された)かつて田村圓澄氏は『起請文』偽撰説まで提示された。
- ⑤ 佐藤弘夫著『日本中世の国家と仏教』二七~二九頁参照
- ® 『西方指南抄』(定親全五·一六七頁)。
- 明記の研究』三四~四〇頁)。 計六つの問答を「六番の問答」と名づけている(『末法灯計への問答を「六番の問答」と名づけている(『末法灯記》を明記》に出る合
- 定親全一・三二〇頁。
- 伝教大師全集一・四一八頁。
- 全一・六九頁)。 「無上というは有上に対せるの言なり」(「行巻」、 定親
- (『教行信証講義集成』九・三六四、三六七頁)参照。円乗院宣明述『教行信証講義』、興隆述『教行信証徴決』
- 定親全一・三二〇頁。
- 。 同右三二三頁。
- 三三○頁)。図 頓慧述『教行信証講義』取意(『教行信証講義集成』九・